

第2890回 例会 令和5年4月20日(木)

| | |
|-------------|---------|
| 出席委員会委員長 | 神谷正康 |
| 会員総数 | 23名 |
| 本日の出席者(免除者) | 17名(3名) |
| 本日の出席率 | 66.6% |

副会長あいさつ

副会長 神谷 林君

4月15、16日のWFFに参加した皆様ご苦労様でした。私は仕事の都合上欠席しましたが最近LINEに写真付きでどんどんメールが送られてくるようになりました。4、5年前までは考えられない事だったと思います。特に新しい方が入会された頃から多くなったように思います。これも少しずつ時代の流れかなと思います。何はともあれWFFで丸政さんの煎餅が売れたようで良かったです。

今週のスマイル

親睦委員長 田中三千雄 君

- 早川比呂太君 本日は例会欠席致します。神谷林副会長会長挨拶代行ありがとうございました。
- 渡邊 徹君 本日の卓話、小出様よろしくお願ひいたします。藤井君お誕生日おめでとございます。良い事がありますように。
- 小出道治君 本日は卓話させていただきます。久しぶりで緊張します。
- 神谷 林君 李天月さん、よろしくお願ひします。
- 山下民義君 小出さん、今日卓話ご苦労様です。
- 鳥居萬里君 小出道治君お久しぶりです。毎年の卓話ですがよろしくお願ひ致します。
- 池田榮三君 お久しぶりで何よりです。卓話楽しみに聞かせていただきます。
- 近藤清隆君 先日のWFF、皆さんご苦労様でした。特に土曜日担当の人、雨の中ありがとうございました。
- 牧野美恵君 入院と仕事と子供の卒業入学が重なって長らくお休みしてしまいましたが元気になりましたので久々に出席です。
- 尾崎三枝子君 小出さんよろしくお願ひ致します。
- 田中三千雄君 ようこそ李天月さんよろしく。

11件 17,000円

本日の卓話

「令和5年度税制改正法案の概要について」

会員 小出道治 君

我々が住んでいる西尾市の管轄は西尾税務署です。税務署の人数がかなり減りまして機構改革の関係で管理部門が刈谷と豊橋に移っています。調査官も減りました。税務調査に当たる確率は少なくなるのかなと思います。それで安心しないでください。

暦年課税における相続前贈与の加算に見直しについて

相続又は遺贈により財産を取得した者が、その相続の

開始7年以内(改正前:3年以内)に相続に係る被相続人から贈与により財産を取得したことがある場合には、その贈与により取得した財産の価値を相続税の課税価格に加算される。

これは相続人でなければこの規定にはひっかかりません。節税のために財産を分配する方は早めに相続人でない親族にした方がいいです。税法の特例を十分に生かしてください。

例えば旦那さんが亡くなって配偶者が相続すると税金はかかりませんが、この配偶者が亡くなった時には子供が相続しますが、負担は大きくなります。ここでいろいろな方法があります。資金に余裕があれば生命保険、一時払いの死亡保険をおすすめします。生きているうちに早めに決めておくとうちはいいです。

相続時精算課税制度

生前贈与をして、贈与したものの税金については相続税の時に清算するという税です。2,500万円まではそれができますが、一時、住宅取得資金の贈与がはじまる前にこれを使って住宅資金を贈与したとかいう方がお見えになりました。それ以降住宅取得資金の贈与のようなものが出ましたがそれも注目されなくなり、メリットも分かりにくいものですが、直系のお子さんに財産を渡して物を買ってもらおうとか有効に使ってもらおうという制度としてはいいのですが、これが2,500万円の贈与をやって、贈与税の非課税毎年110万円というのはわかりが残っているので、これぞずっとやると10年たてば1,100円贈与が出来るわけです。この贈与については改正後には加算されないと書いてあります。相続時精算課税制度を使った場合以降の贈与については改正後は加算されないということなので、これも考え方のひとつになるかと思えます。

空き家に係る譲渡所得の3,000万円特別控除の特例の拡充等

相続が発生して空き家があった場合、持っけていても仕方ないということで売るということが起こりますが、起こりうる売買のときに条件が当てはまれば売った時の3,000万円までは税金がかからないという特例です。国が空き家問題を解決するための方策です。

10月から始まる予定の消費税のインボイス制度

当初は3月末までに登録しないとダメだということでしたが、始まる10月までに登録し番号をとればインボイスの適格請求書発行事業者ということになります。実際に難しいのは経費の中でインボイスの番号がある請求書とない請求書が混在してくると記帳等が面倒くさくなります。ということは調べる側も手間がかかるということです。問題は適格請求書発行事業者でない人と取引をしたときに、例えば建設業でダンプの運転手などの消費税の課税事業者でない人と取引をする場



合、その方からくる請求書は消費税がのってきますが適格請求書発行事業者でないと消費税がひけないこととなります。消費税を払うのと経費が増えるのでは、税金が増えることとなります。国が進めるインボイス制度と公正取引委員会や通産省がやる弱い者いじめのようなものが相反しているところがあって難しいです。いずれにしても始まってしまいますので、皆さん早めに準備していただいて番号のある請求書で対応をお願いします。税法改正には目を見張っていて下さい。

WFF のお礼として、尾崎三枝子君よりロータリー財団寄付、スマイルがありました。



2023 学年度米山奨学生 ^{リテンゲツ} 李天月さんに奨学金をお渡ししました。



今週の献立

【愛】



4月のお祝い

- ★ 会員誕生祝
近藤清隆 君 藤井知明 君 久米健史 君
- ★ 結婚記念祝
鳥居万里 君 尾崎三枝子 君
- ★ 入会記念祝
長田 治 君 鈴木茂朗 君 笠井保志 君
- ★ 創業記念日
鳥居万里 君 神谷 林 君

4月9日(日)に「23-24 年度地区研修・協議会」が開催され、11名の会員が出席しました。



ゴルフ部より

●3月21日(火・祝) 平尾 C.C

- 優勝 渡邊 徹 君
- 2位 早川比呂太 君
- 3位 鈴木泰光 君

●4月25日(火) 葵 C.C

- 優勝 神谷 林 君
- 2位 鳥居万里 君
- 3位 藤井 仁 君

